

く、自由にかれらの価格政策を行使している。薬剤の50%以上が比較的に短期間に取代えられてしまったという事実は、ある警告を示すものである。さらに、価格は卸売り販売業者のマージンによって引上げられる。その結果は、小売り販売の薬剤に2つの価格があるということであり、これらは健康保険により処方され、また償還された価格と、「自由に」購入された価格である。

これらの矛盾から脱する唯一の方法は、価格の決定に単一の手段を設け、その結果、1本にまとめて、一定の価格の実現を達成させることである。そのような手段は経済的な自主性の基本原則を、また、薬剤費を償還しなければならない健康保険制度の利益をも考慮しなければならないであろう。これは必然的な結果として多数の問題を伴ない、結局、第1段階として、始めに製造業者によって自由に評価される価格に対する平均的マージンの決定を行ない、薬剤の統一的な小売価格を設けることができるという結論になる。そうすればこれらの薬剤の価格について、薬剤師に認

められる最高と最低のマージンを決定することができるであろう。これらの手段のもつている諸機能が詳細に述べられており、薬剤費のもつ医学的な側面に関する幾つかの考え方を開発されている。さらに、薬剤価格の上昇は世界の発展と調和していないということが指摘されている。

Problemi Potrošnje Lekova, *Socijalno osiguranje*, Nos. 7-8, 1969, pp. 59-64; No. 123, '70

(以上6編の「I S S A海外論文要約より」は、I S S Aの Advisory Committee—1967年10月—による了解にもとづき, *Social Security Abstracts* より採用した)

(平石長久 社会保障研究所)

社会保障こぼれ話

年金制度改正

(ソ連)

1971年の夏に、コルホーズ構成員と国営企業従業員の年金が若干改善された。

コルホーズ構成員の年金制度は、1964年7月15日の法律で改正され、コルホーズ構成員に対する老齢・廃疾・遺族年金は国家年金法と同様に、過去の所得にもとづいて算出されることになった。この1964年改正では、たとえば、老齢年金は過去に取得した所得のうち、月額50ルーブルまでの50%に、50ルーブル以上の部分に対する25%が加えられることになっていた。しかし、1971年6月3日の改正法（同年7月1日）に実施により、老齢年金を算出する支給率は、50ルーブルを境にした従来の2段階方式から改正された。その改正によれば、老齢年金の支給率は、所得（月額）35ルーブルまでに所得の100%（最低年金で20%—以下同じ）、35—50ルーブルに85%（35%）、50—60ルーブルに75%（42, 50%）、50—80ルーブルに65%（45%）、80—100ルーブルに55%（35%）となる。（48頁へつづく）

負担、医師や薬剤師などの所得と比較したり一般制度と特殊制度との関係で問題とされるから事は簡単ではない。M. Guillaume が多元的制度間の望ましい調和をフランス社会保障の今後の課題の一つとしてあげているのは、その意味で適切であろう。しかし、いっぽうでは、フランスにおける開業医の社会保障への適応過程にみられるように、政府を含めた各社会保障主体の新しいニードと変化する状況に対する適応が、Guillaume の指摘する制度体系の改革と並行して行なわれうるような原理と組織の探求が不可欠である。社会保障改革の成否はそうした進歩につながっているかどうかという観点から判断すべきであろう。

おもな参考文献：

1. *Revue française des Affaires sociales*, 25^e année n° 2, avril-juin, 1971.
2. Jean-Jacques Dupeyroux, *Sécurité sociale*, 2^e et 3^e éditions, 1967 et 1969.
3. Commissariat général du Plan d'Équipement et de la Productivité, *Ve Plan 1966-1970 : Rapport général de la Commission des Prestations sociales*, 1966.

(41頁からつづく)
ブルに55% (52%), 100ルーブル以上に50% (55%) となった。

この改正により、たとえば、最低年金は従来の12ルーブルから20ルーブルに引上げられた。また、50ルーブル未満の者は、年金額が従来より大幅に引上げられることになり、従来と同一である50—60ルーブルのグループは別として、60ルーブル以上のグループでも、年金額は増額されることになった。もっとも、所得が高くなるにしたがって、支給率の低下する方式が用いられている。それはともかく、このような年金の算出方式が用いられるようになり、コルホーズ構成員の年金も、国営企業の賃金や俸給取得者に適用される最高の支給率を用いられることになった。

廃疾年金と遺族年金でも、新らしい算出方式により、20~25%を増額されることになった。また、最低廃疾年金では、労働災害や職業病による廃疾の場合に、廃疾の程度により、最も重い例の30ルーブルが35ルーブルに、20ルーブルが25ルーブルに、そして、最も軽い例の12ルーブルが16ルーブルにそれぞれ引上

げられた。通常の廃疾の場合には、廃疾の程度により、重い例の25ルーブルが30ルーブルに、軽い例の16ルーブルが20ルーブルに増額されている。なお、最低遺族年金では、遺族3人が15ルーブルから30ルーブル、2人が12ルーブルから20ルーブル、1人が8ルーブルから16ルーブルにそれぞれ引上げられた。

さらに、特殊な場合の年金年齢引下げが認められることになり、15年以上寒冷な北部のコルホーズで就労した者、あるいは20年以上困難な地域のコルホーズで就労した者には、男子で60歳を55歳に、女子で55歳を50歳にそれぞれ年金年齢が引下げられた。もっとも、年金の受給資格を取得する期間は、従来通りに、男子で25年、女子で20年とされている。ちなみに、同時に改正された国営企業の最低老齢年金について付言すれば、年金額は月額30ルーブルから45ルーブルに引上げられた。

ILO, *International Labour Review*, Vol. 105, No. 2 1972, p.p. 186—187.

※ 33—35頁に関連記事あり。

(平石長久 社会保障研究所)